

税務情報

国税庁 - 「定額減税 特設サイト」の開設

国税庁は 1 月 30 日、定額減税について解説したパンフレットなど、国税庁が提供している定額減税に関する情報を入手・閲覧することができる<u>「定額減税特</u>設サイト」というページを開設しました。

所得税・個人住民税の定額減税については、2023 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱」(P.1~6)において税制改正の内容が決定されました(*)。この閣議決定において、「源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと」(「令和 6 年度税制改正の大綱」P.4)とされたことを踏まえ、この特設サイトは、2024 年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の 2024 年分所得税の定額減税の概要等をあらかじめ周知・広報するものです。

(*) 改正案の詳細は、2023 年 12 月 21 日発行の Tax Newsletter<u>「2024 年度税</u>制改正大綱」P.32~34 をご参照ください。

この特設サイトに現在掲載されている情報は、以下のとおりです。

- 「制度の概要」から見ることができる<u>「定額減税について」</u>に、定額減税の概要とともに、財務省との連名で 1月 19 日に公表された<u>「令和 6 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」</u>(PDF 315KB) が掲載されています。
- <u>「パンフレット・Q&A」</u>に、1月30日に公表された<u>「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」</u>(PDF28,430KB) が掲載されています。

今後、定額減税に関する最新情報が随時掲載される予定です。



1月29日(第1版)」(PDF 527KB) を公表しました。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000 FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150 FAX: 06-4706-3881

∓450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル**7F**

TEL: 075-353-1270 FAX: 075-353-1271 〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810 FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F TEL: 092-712-6300 FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めて おりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.